

令和5年度 第2回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和5年8月17日（木）午後1時30分～午後2時49分

2 開催場所 朝来市役所本庁舎4階会議室

3 出席した農業委員 14人

1番 米田 隆至委員 2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員
4番 藤井 幸三委員 5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員
7番 細見 和範委員 8番 篠岡 昌代委員 9番 伊藤 孝行委員
10番 佐野 伸夫委員 11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員
13番 西 好朗職務代理 14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 0人

5 出席した農地利用最適化推進委員 9人

6 現地調査委員

農業委員 米田 隆至委員 大田垣 強委員
推進委員 足立 哲夫委員 中尾 孝幸委員

7 議事日程

日程第1 議案第1号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条申請について
日程第3 議案第3号 農地法第5条申請について
日程第4 議案第4号 非農地証明申請について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

8 事務局職員

事務局次長 藤原 雅人 主幹 石橋 禎之 農地農政係長 森本 礼子

9 農林振興課職員

主事 福富 裕貴

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。それでは、ただいまから第2回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。

既に送付をさせていただいております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思っております。

なお、御出席いただいております農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、各議案につきまして、御質問や御意見などの発言を行っていただけますが、議案の採決につきましては農業委員さんのみとなりますので、御了承のほういただきますようお願いいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員9名でございます。

○議長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第2回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、2番の大田垣強委員と3番の寺前信龍委員に議事録署名人をお願いいたします。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行させていただきます。

日程第1「議案第1号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位1番の提案理由の説明を、地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、受付順位第1番の説明をさせていただきます。

添付の航空写真1枚目、受付順位1番、右手に1番と書いております。そちらのほうを御覧ください。

申請地は、播但連絡自動車道路生野北第2インターチェンジ付近の国道312号線沿いに存する農地1筆、さらに、そこから西へ進んだ位置に存する農地2筆です。当該農地は、

●●氏が所有される地目、田の農地で、現在2筆で、親戚等の助けを受けながら水稻栽培を行い、もう1筆を畑として管理されています。しかし、●●氏は90歳と高齢で、農地管理が十分にできなくなったことから、このたび実子であります朝来市新井に住まわれる●●さんに譲渡することになり、本申請に至りました。

それでは、申請案件資料を御覧ください。受付順位第1番の項に記載されているとおり、いずれも全ての項目で条件を満たし、営農計画書も提出されていること、また、地元区長様の同意書もあることから、本申請は許可相当と思慮いたします。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位2番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。受付順位2番の御説明をさせていただきます。まず、航空写真を御覧いただきたいと思います。

場所につきましては、ちょうど312号線沿いに入ったところに山口小学校があるんですけども、そこから北のほうに、佐囊側のほうに寄っていただきましたら、若干入ったところですけども、そこに、家の裏に三角の農地がございます。

申請の理由につきましては、このたび譲渡人の●●氏がもう100歳になっておられまして、このたび譲受人の●●氏、この方は●●さんの娘婿でございますけれども、その方が家の裏側にあります三角田を今までも管理をされておりました、このたびはそれを無償で譲渡しようということでお話合いができる運びとなっております。そういうことで、このたびの申請となっております。

なお、申請案件審査資料並びに立地基準を満たしております、現地周辺につきましては特に支障も認められなく、各同意書も添付されて、問題ない、許可相当と考えておりますので、御審議ほうよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位3番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。

3番の航空写真を御覧ください。この申請地につきましては、国道312号線を南進、南に行ってくださいますと、澤の第2交差点というのがございまして、これは集落に入る手前にこの申請地が目に見えるという条件のところと御理解いただきたいと思います。

この件につきましては、譲渡人の●●さんが相当御高齢のようでありまして、もうこの

土地を、農地を管理することが難しいというようなことから、今回、どなたかに農地そのものを処分したいというようなお考えがあったようでございまして、●●さんとの間で話し合いが進んで、今回まとまったというようなこととさせていただきます。

●●さんにつきましては、この土地を取得されましても、継続して農用地として利用されるということは間違いないと思っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。御審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位4番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。第4番目の場所は、和田山出石線から朝日へ上がるところの位置です。以前借りていた人がもう耕作できなくなり、雑草が生えて困っていたので、親戚の方が隣の●●さんをお願いされまして、現在多くの野菜が作られていますので、所有権も問題ないと判断したので、審議をよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位1番から4番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の大田垣委員のほうから補足説明ございますか。

○大田垣委員 失礼します。去る8月3日に米田隆至委員、足立委員、中尾委員、それと私、4名と事務局2名、現地確認をさせていただきました。地元委員の報告のとおりでございます。以上です。

○議長 それでは、この3条の件につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

高本委員。

○高本委員 失礼します。1番の件ですが、今後どのように、御本人さんが作られるような計画になっているのでしょうか。それとも、別の方に委託されて耕作されるようなことになっておりますでしょうか。

○議長 寺前さん、何かお答えできますか。

どうぞ。

○寺前委員 ●●さんは実子でありまして、御主人と、年齢が61歳でしょうかね、お二人でやられるということでお聞きしております。私の知ってる範囲は以上でございます。

○議長 高本委員、よろしいですか。何か。

○高本委員 ということは、御実家のほうにある機械を使われてされるようなイメージ

でしょうか、それとも。

○寺前委員 すみません。この計画書によりますと、コンバインとかトラクターなんかは全てリース、どっか近所の方にお借りしてするような形で、今お住まいになっている朝来市新井からは6キロ程度の場所にありまして、誰か地元の方にでもお借りしながらやるというふうな形で、この計画書には上がっております。以上でございます。

○議長 高本さん。

○高本委員 以前、前回のときか、羽渕のほうでこういう案件があったときに、東河の方だったかな、が所有権を移転されておったんですけど、作られたのは結局2年ぐらいで、今はもう遊休農地化している場所があるんです。そのことがありまして、そのときはたしか11キロか2キロかな、離れてたと思うんですけど、またそういうことが起きないかなと思ったんで、ちょっと質問させてもらいました。

○議長 一応、けど、先ほどの答えでは、実子で、その方の御主人がもう61歳ということで、機械を借りてやるというふうな話でした。そんな距離もあるようなところじゃないですね、これ。

○寺前委員 大体6キロです。

○議長 ね、うん。

○高本委員 6キロ、トラクターやコンバインで移動できひん。

○寺前委員 リースになってますので、機械は全部自分の持ち物じゃないですね、これ見たら。

○高本委員 でも、リースで借りることになってます。

○寺前委員 だから、地元の誰かやってくれる方に、一緒にしてもらおうような形じゃないでしょうか。リースという形、借りるところがないんで、だから、地元の。場所からいうと、相当小さいコンバインやトラクターにしても、じゃないとできないとこです。進入路にしても軽トラックが、どうのこうの回れるかどうかの道のところでした。私も昨日確認したんですが、結構山の中で、高低差もあって。そういった場所にありまして、ちょっとこの図面上では平面的にしか見えないんですけど、かなり高低差のある、条件自体は厳しいところではございました。

○議長 そういうことです。

そのほか何かございませんか。

初めての委員になられた方はちょっと分からへんことがあろうと思いますけども、徐々

に理解を深めていただけたらと思います。

それでは、特別ないようですので、受付順位1番について採決を行います。

採決につきましては、先ほどありましたように、農業委員のみの採決となりますので、推進委員の方は採決には加われませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、受付順位1番について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位2番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位3番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位4番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第2号、農地法第4条の申請について」を上程いたします。
事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位5番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。

5番の航空写真を御覧ください。この申請地につきましては、県道養父朝来線、旧国道であります。これを南に向かっていただいで、中川小学校とかこども園がございまして、そこを過ぎると、桑市の集落の取りかかりになります。そこを地図のように右に曲がっていただいで、山手のほうに進んでいただくと申請地が見えてまいりますので、そういう地理的状況になるということをお理解いただきたいと思ひます。

本件につきましては、ざっと書いてございしますが、申請人の●●さんの所有される、い

いわゆる個人の墓地でございますが、これが少し倒壊をしそうだということから、改めて墓地を移設したい、そのための4条の申請がなされているということでございます。

この件につきまして、少し時間をいただいて報告をさせていただかなくてはならないことがございますので、お聞きをお願いしたいと思います。

当該案件は、先ほど言いましたように、既存墓地が傾いているというようなことから、●●さんの所有田であります近くの田んぼに4条の許可申請を受けて、墓地を移転したいとするものでございます。しかしながら、今回の許可申請に際しまして、添付する必要があります●●の同意文書の提出がなかなか得られなかったということがございまして、代理人等々も相当苦勞されたんでありますが、やむなしとして、なぜ提出できないかという理由を付して申請に至ったという経過があります。

それらのことについて、これまでの経過を要点のみ説明をさせていただきます。この墓地を移転する設置場所の分筆に係る境界協定については、●●も異議なく同意するということが、協定書に押印がなされているということが一つございます。それから、この申請地の、いわゆる隣接地と、それから、申請しようとする墓地の周囲110メートル以内の居住者、6名についても同意が得られているということから、墓地の設置許可申請については問題なく完了しているというふうに思っております。設置場所が農振地域内でないかとの話が伝わってまいりましたけれども、これにつきましては、現実的にはその周囲は圃場整備をした農振地ではありますが、この申請地につきましては、残地のような、残ったような土地でございまして、そこは当初から農振地域外というふうになっておるということでございます。それから、私も代理人からいろんな経過の話を聞きましたけれども、●●の具体的な不同意の理由については分からないということでございます。それから、●●の同意文書の提出が得られないために、理由書を付して4条許可申請を行うということについて、代理人がその旨を●●さんに伝えたところ、それでよいという返事があったというふうに聞いております。このような経過から、それぞれ私も担当委員として悩む点ではございましたけれども、隣接農地所有者と、それから周囲の居住者6名の方でございまして、これも同意が得られているということから、申請をしても問題はないんでなかろうかということから、そういうふうな理由書をつけての許可申請に至ったということの経過を御報告させていただきます。

この件については、先ほど申し上げましたように、いろんなそれぞれの思いがあるということでもありますけれども、最終的には、おおむねの了解が得られて、理由書をつけて申

請をするということになったとっておりますので、こういった経過も踏まえて、慎重なる御審議のほどお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位5番について、地元委員からの説明がございましたが、現地調査委員の大田垣委員のほうから補足説明ございますか。

○大田垣委員 先ほどと同日に、8月3日ですが、先ほどの4名、事務局2名と現地確認を行いました。地元委員の報告のとおりでございます。以上です。

○議長 この件につきまして、皆さんのほうから何か御質問なり御意見ございますか。

大田垣委員。

○大田垣委員 失礼します。近隣の農業委員ということで、この件に関しましては近くの、今言われました農家さん等からも相談を受けまして、地元委員は米田委員ですので、今回報告がありました。近隣ということで、この案件につきまして、それぞれ今の●●の判がなくて、今回に至ったということの経緯の件ですけれども、農業委員が判をつくまでに解決しておかないといけないような事案があらうかと思えます。農業委員が判をついてしまうと、この場で否決するしかもう方法はないというふうに思うんですけれども、そういった件で、今回米田委員が報告されたのが、農業委員会として判断の仕方が難しいなというふうな感じもしてたんですが、僕は農業委員になったときに、先ほども言いました、農業委員に判をついてくれと回ってくるまでに、私の知識がなかったもんですから、判をついてしまったときに困ったなというふうな案件になってしまわないかなということで、今のこの墓地の承認をもらうということの、こういった知識がないもんですから、この農業委員会の中で、墓地がこういった関係で農地に墓地を建設する場合、こういった手続が必要ですよというふうなことが分かれば一番いいなと思ったわけです。ここでそういった説明ができるのでしたら、お願いしたいと思えます。

○議長 この件、ちょっと墓地法に関係することなんで、事務局、何かちょっと答弁できる、話できる。

○事務局 失礼します。この案件につきましては、事前に相談とかも受けておまして、●●さんの判がもらえないことについて疎明書で足りるかどうかっていう確認等は県にもさせていただいて、理由があって書類がそろってる、条件をクリアしてれば構わないっていう話もありまして、当然墓地法が絡む案件ですので、市民課のほうにも確認をさせていただいております。先ほどもありましたように、墓地法については、転用のときに許可を

もらう方よりもたくさんの、何か周辺110メートル、ちょっと詳しい数値は覚えてないんですけど、周辺の住民の方に全部同意をもらってこないと許可が下りないとか、地元の●●さんからも地元として同意がないと建てれないっていうのがあります。墓地を建てるのは市民課のほうで許可が必要なんですけど、当然同時進行っていうような形で進んでいきまして、市民課のほうには墓地法として、墓地の事前協議書っていうのはもう既に提出をされてて、市民課が審議をされています。事前にこの場所で却下になるような理由があるのかどうかも確認はしてみたんですが、特に同意も取れてたら許可としては問題ないということは聞いております。あまり説明がうまくなくて申し訳ないんですが、以上です。

○議長 この●●さんという方は、前の墓地はこの近くにありますので、少ししか離れてないところに新しく農振外の、農用外のところの農地に建てるというようなことで、今、事務局申しましたように、市民課のほうとの申請も進んでおるようすし、農業委員会としては近隣の方の了解等も得られておりますので、適切な判断をこれはするべきかなとちょっと思いますので。

○米田（利）委員 ちょっとすみません。

○議長 米田利秋委員、どうぞ。

○米田（利）委員 すみません。この墓地につきましては、なかなか今までに問題がありまして、土葬をかねて、正式には墓地は集団でやってるとこ以外は許可が下りないということになっておりましたけれども、これがなぜ下りたかといいましたら、地籍を盛んに進めまして、地籍ではおおむね墓地は近隣、今まで自由に造っておられたところも、おおむねみんな通ってきたということで認められましたので、それやったら、今後はそういうことを無視して、もっと近隣に近いところで墓地も承認していこうと。ただし、県のほうは許可をしておりますけれども、あくまでも市長の権限によって一筆つけますよということになっておりますので、何か問題が起きたときには市長さんが立ち会ってくださいと、こういうような条件になっておりますので、僕の結論から言いますと、●●に判をもらえなかったのは非常に残念なんですけども、それぞれ考え方があると思うんですけども、それ以外、おおむね近隣の許可を持っておられましたら、許可相当じゃないかということで、判断させていただきたいと思っております。

○議長 ありがとうございます。

ちょっとほかに何か御意見ある方、ございますか。

大田垣委員、どうぞ。

○大田垣委員 農業委員会のほうでは、農地法と同時進行というようなことを言われましたよね。それなら、農地法は駄目ですよというて、農業委員会かかって、どうですかという話になるんですか。

いや、それは別の話やでというようなこともお聞きしてたんですが、農業委員会で農地の関係やから。

○議長 うん、農地。ここで判断したらいい。

○大田垣委員 判断したらいいことなんですか。それ、別に農地法と同時進行ですよ言われた。

○議長 いや、それは墓地法の。

○大田垣委員 市長があかん言うたら、墓地法の関係で駄目なら何ぼ審議しても。

○議長 いやいや、それは農業委員会は農業委員会で今日の申請に対して判断を、今日したいと思います、今日ね。

○事務局 農業委員会で判断するのは、あくまでも農地法上の転用の案件として、ここを農地から農地じゃないものに変えた場合に、周りに影響が出るか出ないかっていう判断を当然していただきます。同時進行では行くんですけど、向こうは向こうで当然墓地の許可申請があつて、もし、仮に農業委員会で否決されて、そこは転用できませんってなった場合に向こうで許可が下りたとしても、当然そこに墓地を造ったら、今度違反転用ですよっていう話になってくると思うので、当然同時進行っていうか、農地法の経過を見ながら許可をされるとは思いますが、向こうは向こうで墓地法にのっとって許可申請をされますし、農業委員会は農業委員会として、結果として墓地にはなる案件なんですけど、ここは農地じゃなくなることにに対してそれが妥当かどうかという判断をしていただくっていうことになります。

○議長 そういうようにちょっと分離して考えるということで、今日できたら判断したいと。個人的には私はもう今、いろんな状況を踏まえて、農地じゃなくなるの、これ、やむを得ないという判断をしたいと思いますけどね。

それでは、もうここで採決を取らせていただきます。

受付順位5番について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。ありがとうございました。

続きまして、日程第3「議案第3号、農地法第5条申請について」を上程します。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位6番の提案理由の説明を、地元委員の細見委員に求めます。

○細見委員 それでは、受付順位6番の説明をさせていただきます。

該当農地は、国道9号線を和田山方面から入り、久華園前の交差点を右折していただき、山東檜倉線と与布土方面に走っていただきまして、照福こども園前の交差点を左折していただき、そこから500メートルほど行ったところの左手が該当農地になっております。今回の該当農地の隣の場所なんですけども、航空写真では家が建っておりますが、現在●●の洗車場及び駐車場となっております。

今回の申請理由として、業務の拡大により、ただいま●●のミキサー車とかダンプカーは区内に駐車されているわけなんですけども、それを今回の申請農地のほうに駐車場を設置したいということで、譲渡人の●●さんと協議をされて、今回の申請に至りました。

地元区長、農事部長、水利組合長の同意もあり、審議資料でも立地基準、一般基準の要件を満たしており、許可相当と考えております。該当農地は、ただいま水稻が耕作されていますが、今年収穫後に譲り渡されるということになっておりますので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位7番の提案理由の説明を、地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 受付番号の7番の地図を見てください。添付しております7番の地図を見てもらいますと、申請地は、県道浅野山東線を、上のほうですが、市役所山東支所から与布土方面に300メートル行き、それから、西に50メートルの土地でございます。

譲渡人、●●さんが田んぼを耕作されていましたが、このたび作付ができなくなり、今回、所有しているところに●●氏が自宅を建てるそうでございます。申請案件、審査資料の立地基準、一般基準ともに何の問題もございません。農用地で、周辺の田の地主さん及び区長さん、水利委員さんにも了解を取り、何の問題もなく、この案件は許可相当だと考えられます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位6番から7番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の米田隆至委員のほうから補足説明がございませうか。

○米田（隆）委員 ただいま説明ありましたとおり、疑義の点、質問の点はございませ

ん。

○議長 それでは、皆さんのほうから、この関係につきまして御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位 6 番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 7 番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第 4 「議案第 4 号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位 8 番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。航空写真 8 番を御覧ください。

今回の申請地につきましては主要道から相当離れておりまして、石田という集落のほぼ中央部に位置するというふうに御理解をお願いしたいと思います。説明すれば長いんですが、石田の交差点からこの方向に向かって入っていただくと、こんもりとしたお宮さんが見えてまいりますので、その近くであるというふうに御理解をお願いいたします。

本件につきましては、記載されておりますように、所有者の●●さんは 20 年以上前からもう既に耕作などをせずに放任をしておったという状況のようでございます。今回、お父さん、お母さんも高齢によって管理することができなくなって、現在に至っておるということでもあります。

場所がお宮さんの参道の入り口ということで、この●●さんについても乱雑に木が生えたり、雑草が生えるということは気にされておったというようなこともありましたので、非農地の許可をいただいて、整備をして、環境をよくしたいというようなことを聞いておりますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 9 番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。それでは、説明させていただきます。受付順位9番の写真を御覧ください。

申請地なのですが、312号線、消防署の農道を上地橋のほうに入っていったところの桜並木の場所になります。登記地目、畑なのですが、現況は写真のとおり、雑種地であり、近隣の農地所有者の方々の軽トラの駐車場に使用されていることが多くなっております。昭和45年11月6日、土地改良圃場整備の残地となっております。

当該地は、もともと枚田上地地区が実態上、所有しておりましたが、民法上の法人格がないことから、枚田上地地区名義で登記はできませんでした。少なくとも、平成7年、1995年には雑種地になっていたそうですので、2023年からしますと、非農地になってから最低28年を経過していると思われます。20年以上非農地になっていることの要件に値すること、農振農用地ではない土地であり、これら全てに該当し、非農地相当にあると思われます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位10番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位10番の説明をさせていただきます。まず、受付順位10番の航空写真を御覧ください。

真ん中に国道9号線、要は和田山バイパス、こちらのほうが走っておるわけですけど、申請地のほうに行くには、和田山の駅前の道、これを養父のほうにずっと走ってもらいまして、国土交通省の朝来出張所、左手に。それから、右側に北近畿クボタだったかな、クボタの営業所があります。それで、そこの先の交差点、信号のない交差点なんですけど、そこの交差点を左に回ってもらって、和田山バイパス沿いに向かって上っていくという状況になります。途中、すみれ保育所とかありますので、分かりますかと思ひます。それで、申請地につきましては、道路を挟んで向かいが平野荘というアパート、それから、申請地の反対側、そちらがスズキアリーナ、車屋さんということになります。スズキアリーナさんのほうには建物は見えないんですけど、ブロック塀でもう高さがかなりあるといったところとなっております。

申請につきましては、面積が156平米。先ほど御説明ありましたように、昭和24年に申請者の●●さんの祖父が住宅用地として、農地法第4条、第5条の許可を受けずに自宅を建てられたということが近年に分かって、現況と合わせるために、今回の申請となっております。

現在も建物は残っております。空き家状態ということで、庭木もかなり生い茂っております。農地としての再生が困難な状態であろうかと思えます。所有者の●●さんにつきましては、大阪府の箕面市に今現在お住まいということで、なかなかこちらにも帰ってこれないような状況なんですけど、農地法に基づいた手続を行っていききたいということで、今回申請をされております。

それと同時に、農振地域除外証明書、それから地元区長の証明書、それから始末書、こちらも提出されていることから、特に問題はないと考えております。以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位 8 番から 10 番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の大田垣委員のほうから、補足説明ございますか。

○大田垣委員 これも 8 月 3 日に同時に現地確認をさせていただきました。委員の報告のとおりでございます。

○議長 それでは、皆さんのほうから、これらの件につきまして御意見なり御質問ございますか。

特にないようですので、受付順位 8 番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位 9 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位 10 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第 5 「議案第 5 号、農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第5号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。それでは、説明をさせていただきます。議案書のページ番号8ページ目を御覧ください。

農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。

まず初めに、1番、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について。区分といたしまして、田のほうが面積、8,116平方メートル、筆数が6筆、畑につきましてはどちらもゼロ、計8,116平方メートル、合計6筆。利用権の設定を受ける戸数といたしまして3戸、利用権を設定する戸数も3戸となっております。

次に、2番、設定する利用権の概要について。使用貸借権が6筆、計8,116平方メートル。賃貸借権はどちらもゼロとなっております。

また、利用権の終期につきまして、令和6年3月末が2筆、計1,967平方メートル。令和8年3月末が1筆、1,967平方メートル。令和10年3月末が3筆、4,182平方メートルとなっております。

次のページに行っていただきますと、利用権の設定を受ける者及び設定する者の氏名、住所等一覧を記載をさせていただいております。

また、10ページ目及び11ページ目につきましては、それぞれ利用権の設定等を受ける者でしたり、利用権を設定する者の一覧をつけさせていただいております。

簡単にはなりますが、以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長 それでは、皆さんのほうから御意見なり御質問ございますか。

特にないようですので、議案第5号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で本日の予定しておりました議案審議は終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理者からご挨拶いただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後2時49分終了)